

居宅介護支援重要事項説明書（個人情報の取り扱いについて）

1. 居宅介護支援事業所が提供するサービスの内容

- 当居宅介護支援事業所（以下当事業所といいます）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービスが確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います（この行為を以下居宅介護支援と呼びます）。
- 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにご提案いたします。
- 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になるようなことの予防に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- 事業者は、居宅サービス計画の作成においても、利用者やその家族、事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

2. 当事業所の概要

- 当事業所の指定番号およびサービス提供地域
事業所名：鈴与ケアサービス株式会社 静岡営業所
所在地：静岡市駿河区小黒2丁目5-27
介護保険指定番号：2274101027
サービス提供地域：静岡市駿河区全域、葵区（城西、城東、麻機千代田、長尾川、美和、服織地域包括圏域）

- 当事業所の職員体制
管理者：與山美智子（主任介護支援専門員）

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		マネジメント（介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員	1名		課題分析、介護サービス計画（ケアプラン）の作成等
事務職員	(1名)		事務全般（他の業務と兼務）

- 営業時間
平日：9:00～18:00（土・日・年末年始は休業とさせていただきます）
緊急連絡電話：054-280-7750

（4）料金

- 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の料金となります。

居宅介護支援利用料：要支援の場合	4,918円
介護1、2の場合	11,316円
介護3、4、5の場合	14,703円

初回加算 3,126円
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605円
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084円
退院退所加算（医療機関との連携方法、回数による） 4,689円～9,378円
ターミナルケアマネジメント加算 4,168円
通院時情報連携加算 521円
緊急時居宅カンファレンス加算 2,084円

但し、法定代理受領により当社の居宅介護支援サービスに対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の負担はありません。

- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。

その場合は一旦上記金額の料金を当事業所にお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日利用者の住所地を管轄する市区町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

- 介護支援専門員が上記のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費を実費ご負担頂くことがあります。
 - 当事業所が作成する居宅サービス計画に基づき、サービス提供事業者により提供される居宅介護サービスに係る料金については、利用者がサービス提供事業者と個別に取り交わされる契約書に明記されます。
- キャンセル等
 - 利用者は、訪問調査、居宅サービス計画作成等、当事業所による居宅支援の提供をいつでもキャンセル又は中断をすることができます。キャンセル・中断の何れの場合にもキャンセル料等の利用者のご負担は必要ありません。
 - 当事業所が作成する居宅サービス計画に基づき、サービス提供事業者により提供される居宅介護サービスのキャンセル料や契約の解約方法については、利用者がサービス提供事業者と個別に交わされる契約書に明記されます。

3. 緊急時の対応方法

- 訪問中、若しくは容態の変化等があったと連絡を受けた場合は、事前の打合せにより、主治医・救急隊、親族等に連絡を致します。

4. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- 当事業所お客様相談窓口 電話番号：054-361-7700（担当者：與山美智子）
受付時間：平日9:00～18:00（土・日・年末年始は休業）
- 公的機関相談窓口
静岡市介護保険課 所在地：静岡市葵区追手町5番1号
電話番号：054-221-1377
対応時間：平日 9:00～17:00
静岡県国民健康保険団体連合会 所在地：静岡市葵区春日二丁目4-34
事業部介護保険課（苦情相談係） 電話番号：054-253-5590
対応時間：平日 8:30～17:15

5. 個人情報の使用及び秘密保持

当事業所は居宅介護支援を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

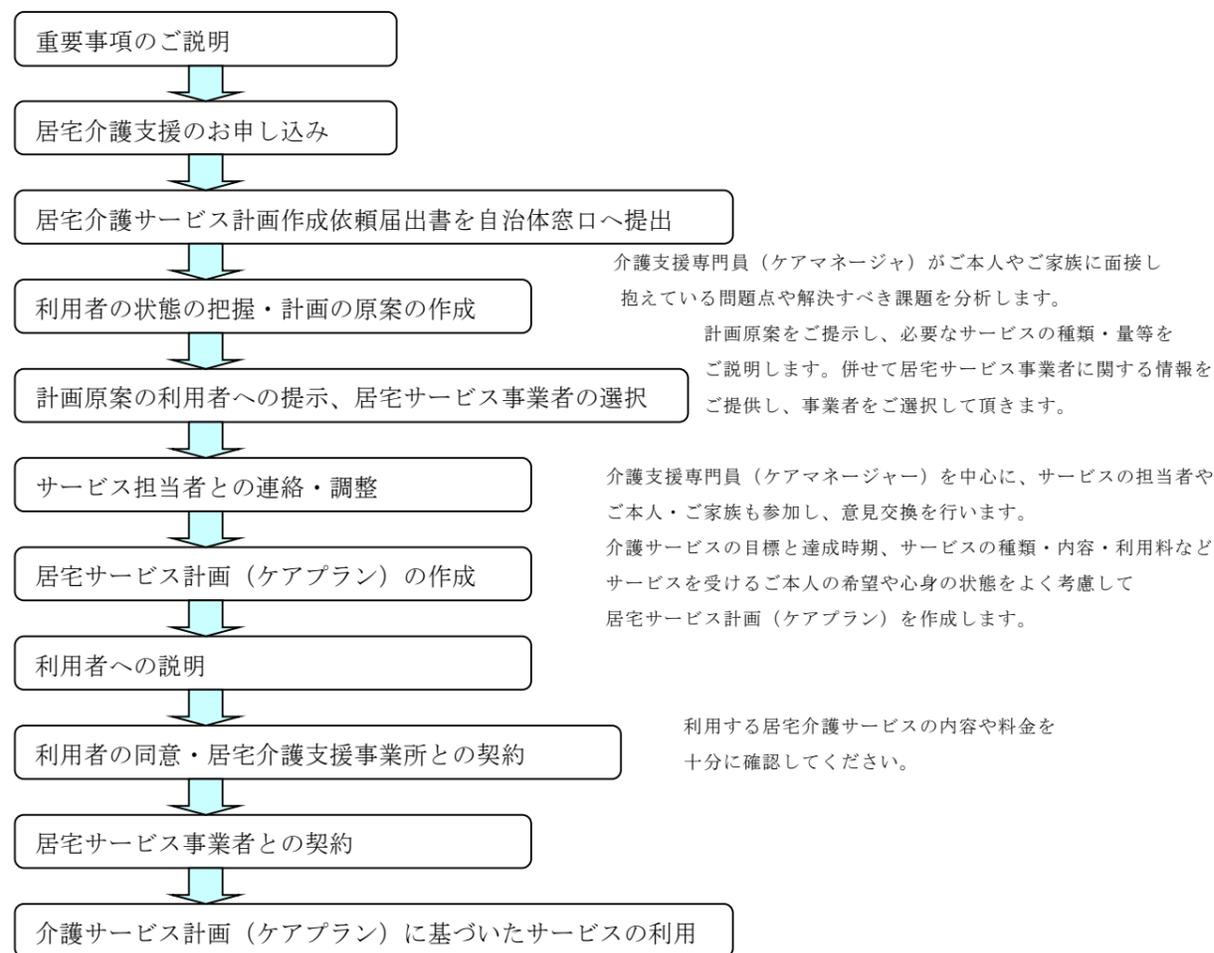
居宅サービス計画の作成及び作成された居宅サービス計画に沿った円滑なサービス提供を行うために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめ利用者に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する情報を説明し、書面にて利用者の同意を得ます。

6. 賠償責任

当事業所は、サービスの提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

7. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8. 居宅介護支援の申し込みからサービスの提供までの流れと主な内容



- ・保険事務の委託・審査支払機関への給付管理票・支援計画費請求書の提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

- 上記以外の利用目的としては以下の通りです。
 - 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ・居宅介護支援・介護サービス・業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・事業所において行われる介護支援専門員業務実習への協力
- 以上の利用目的以外に、ご提供頂いた個人情報の利用、および第三者に提供することは致しません。また、新たな利用目的が予定される場合には事前にご利用者の同意を文書で頂きます。
- 開示・訂正・利用停止のお申し出があった場合は、ご本人の確認をさせて頂いた上で、すみやかに対応致します。開示・訂正・利用停止を請求される場合は、前記の「お客様相談窓口」までご連絡下さい。ただし、法律に基づいた介護保険情報・支援記録等については、法定の保存義務期限内の削除・訂正等は致しかねますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡市駿河区小黒2丁目5-27

名称 鈴与ケアサービス株式会社 静岡営業所

説明者 介護支援専門員 印

(ご利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。また、利用者の介護保険の居宅介護支援の利用にあたり、関係機関との連携の必要性を理解し貴「鈴与ケアサービス株式会社」が本人や家族に関する支援業務に必要な情報の提供を、関係機関に求めることや、関係機関に対し提示することについて同意いたします。

住所

氏名 印

(ご家族)

住所

氏名 印 (続柄:)

個人情報の取扱について

当社は「個人情報保護規程」を制定し、ご利用者の個人情報につきましては「厚生労働省のガイドライン」に基づき、下記の通り適正に取り扱います。

- 居宅介護支援利用者への支援業務の提供に必要な利用目的としては以下の通りです。
 - 当社内での利用目的:
 - 当社が居宅介護支援利用者へ提供する居宅介護支援業務(ケアプランの作成等)
 - 介護保険事務
 - 居宅介護支援利用者に係る事業所の管理運営業務のうち、
 - ・支援業務の開始終了の管理・会計・経理・事故等の報告・当該利用者への支援業務のサービス向上
 - 他の事業者等への情報提供:
 - 当社が利用者へ提供する居宅介護支援介護業務のうち
 - ・利用者にサービスを提供する居宅サービス事業者とのサービス担当者会議や照会への回答、他の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携
 - ・家族・緊急連絡先等への心身の状況説明・相談
 - ・入退院時等における医療機関等と連携のための情報提供・状況説明・相談
 - 介護保険事務のうち